

一般財団法人 BCJ 国際奨学財団

2025 年度奨学生募集要項

1. 「BCJ 奨学金」について

BCJ 奨学金は、受けた恩を次の世代に渡す「恩送り」の精神で運営されている互助会です。私たちの目的は、特別裕福でない人や海外とのコネクションが無い人が海外で学んだり、国際的なキャリアを築いたりすることが出来る世界を作ることです。従いまして、私たちは、努力を重ね、明確な自らのビジョンを持つと共に、将来、後進が海外へはばたくサポートに携わる意思のある日本の若者に対し、経済的な援助を含めた様々な支援を提供します。

2. 奨学金の金額と支給期間

支給金額：月額 10 万円程度以上（原則として現地通貨での支給）

- ・海外の大学又は大学院の 1 年間の学費の一部として直接大学及び大学院の指定口座、又はご本人名義の口座へ直接送金します。
- ・返済義務、また卒業後の進路、就職先についての条件はありません。
- ・他の奨学金制度との併用は可能ですが、その場合は他機関からの受給額と留学に必要な費用を勘案して受給額を決定いたします。

支給期間：最大 1 年間

2025 年 6 月から 2026 年 5 月までの間に海外の大学又は大学院に入学すること。奨学金を支給します。

3. 応募資格

以下全ての要件を満たすこと。

- (1) 2000 年 4 月 2 日から 2004 年 4 月 1 日生まれの方
- (2) 2025 年 6 月から 2026 年 5 月までの間に海外の大学又は大学院に入学すること
- (3) TOEFL iBT の成績が 80 点以上、又は IELTS の成績が 6.5 点以上の方（直近 3 年以内）

- (4) 当奨学金の支給は、面接時にお聞きする海外の大学又は大学院に合格することが前提となります。希望された大学又は大学院によってはその他の試験等の成績などの資格も要求される場合があります。
- (5) 過去に当奨学金を利用したことがない方
- (6) 奨学生として選出された場合は BCJ 奨学金の会員となり、奨学金の受給期間終了後は、次世代の留学生のサポートのために、奨学金の運営に携わること同意していただける方

4. 希望する人物

- (1) 英語など語学能力を向上させる強い意欲のある方
- (2) 日本と諸外国との友好関係の推進に深い理解を示すことができる方
- (3) 日本の歴史・文化・価値観さらに最近の社会問題等に関して一定の知識を有し、日本について外国人に伝える意欲を持っている方
- (4) 外国での経験を基に、日本をより良くするために行動できる方
- (5) 留学に対して熱意とビジョンを持ち、適応力・自主性に秀で、分別、独立心があり、誠実かつ目的意識のはっきりしている方
- (6) 健康状態の良好な方

5. 採用人数

1名～数名（該当者無しの場合もあります）

6. 応募方法

下記の応募フォームより、必要書類を PDF 形式で送付すること。（それ以外のファイル形式は受け付けておりません。）提出書類に不備があった場合、選考対象外となる場合があります。又、提出書類は選考のため、当奨学金が任命した選考委員に配布されます。

応募フォーム：<https://forms.gle/fmpRpxTZqkKcfL8j8>

提出書類

- (1) 履歴書（和文。詳細に記入し、顔写真を添付すること。）
- (2) 大学又は大学院における学業成績証明書（和文）
- (3) 過去一年以内発行の TOEFL iBT 又は IELTS の成績証明書の写し

- (4) 志望動機を記した作文(志望大学(国名)と志望する専攻コースを明記すること。和文。形式は自由)
 - (5) 戸籍謄本(全部事項証明書)
 - (6) 推薦状2部(専門分野の学力、人物等について、学部長、教授、指導教官から1部、友人から1部書いてもらうこと。和文若しくは英文。形式は自由。)
- ※すべての応募書類用紙は A4 サイズ指定とし、手書きではなくパソコン等で作成すること。尚、BCJ 奨学金留学誓約書につきましては、選考途中で提出していただきます。

7. 応募締め切り

2025 年 1 月末日必着

8. 選考スケジュール

- 第一次選考 書類選考(選考結果は3月下旬にご連絡いたします。)
 - 第二次選考 面接試験(日本語及び英語。4月下旬までに実施予定。)
 - 第三次選考 面接試験(5月に実施。採否結果は5月下旬に決定。)
- ミーティング(オンライン壮行会) 7月末~8月上旬に実施予定
詳細は別途「2025年度BCJ奨学生選考の流れ」をご確認ください。
※選考方法は変更になる場合があります。

9. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、海外の大学又は大学院に在学する全期間を通じて、定められたコースを修了すべく勤勉に勉学に専念しなければならない。
- (2) 奨学生は、毎月一回規定の期限までに、当奨学金に対し、所定の書式による報告書を提出しなければならない。
- (3) 奨学生は、留学より帰国後速やかに当奨学金に対し、成果発表会にてプレゼンを行い、レポートを提出しなければならない。(成果発表会の際に使用したプレゼン資料を提出していただき、当財団のホームページ等に記載させていただきます。)
- (4) 奨学生は、当財団の指定する広報活動に協力しなければならない。

10. 奨学金の停止、廃止及び返納に該当する事項

以下の場合には、奨学金の支給を停止し、又は支給済みの奨学金の返還を求める場合がある。

- (1) 当奨学金に提出した書類や情報に虚偽があったとき。
- (2) 前項で定めた所定の書式による報告書を期限までに提出しないとき。
- (3) 相当な理由なく、長期欠席、休学、転学又は退学したとき。
- (4) 2週間以上、連絡がとれないとき。
- (5) 奨学金を受けた海外の大学又は大学院から、停学、退学その他の懲戒処分を受けたとき。
- (6) その他、素行が不良で、当奨学金の奨学生として適当でないと認められたとき。

11. 個人情報の取扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の募集、選考、採用、及び当財団が奨学金給付事業を継続・遂行するために必要となる業務以外には使用いたしません。採用者については、在籍大学及び出身高校に連絡いたします。

12. その他

- (1) 入国ビザ、渡航手続きは各自で手配すること（当奨学金支給にあたっては、渡航 2ヶ月前までに必要なビザ交付を受けることが前提となります。）
- (2) 奨学生及びその保証人に当奨学金が定める誓約書に署名・捺印をしていただきます。
- (3) 応募書類の返却はいたしません。選考終了後当奨学金にてすべて破棄させていただきます。

以上

BCJ 奨学金留学誓約書

BCJ 奨学金 御中

私は、下記の事項について誓約いたします。万が一、下記のいずれかの事項に違反した場合には、奨学金の支給を停止され、又は支給済みの奨学金の返還を求められても一切異議ありません。

- 1) 留学中及びその前後の期間、「2025 年度 BCJ 奨学金奨学生募集要項」に定められた奨学生の義務を誠実に履行し、BCJ 奨学金の指示に従います。
- 2) BCJ 奨学金の奨学生として十分な自覚を持ち、責任ある行動を取り、留学先の大学又は大学院の定められたコースを修了するべく、学業に専念いたします。
- 3) 留学先の大学又は大学院の学則を遵守するとともに、大学又は大学院の所在する国又は地域の法令も遵守します。また、指導教官等の指示に誠実に従って、公序良俗に反した行動は一切取りません。
- 4) 留学中及びその前後の期間に、何らかの支障又は損害が発生した場合でも、これらを全て自らの責任において処理・解決し、当奨学金又はその他の関係者に一切迷惑をお掛けしません。

年 月 日

奨学生本人

住所 _____

氏名 _____ (印)

上記奨学生が負担する一切の義務について連帯して保証いたします。

連帯保証人

住所 _____

氏名 _____ (印)